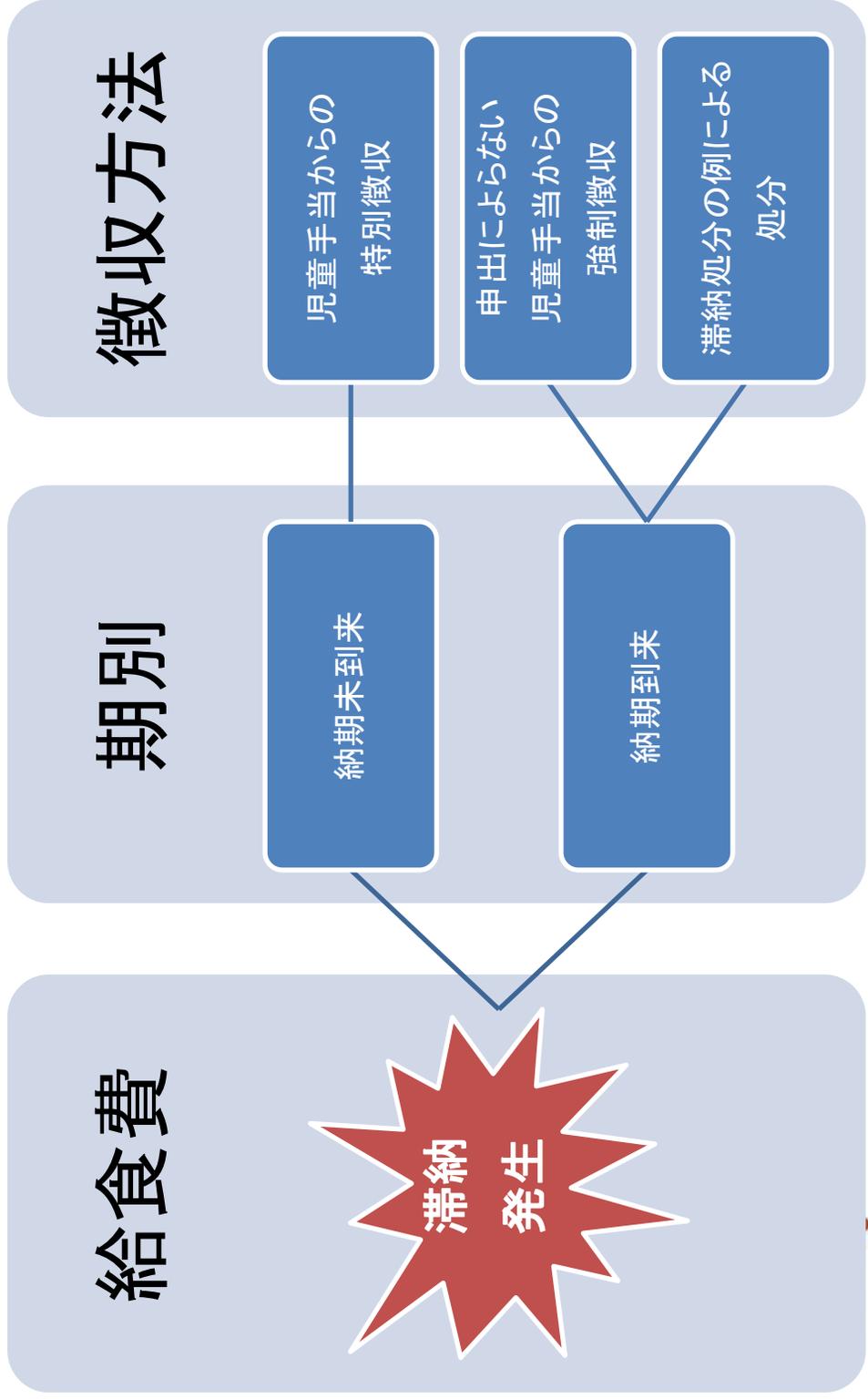


学校給食費徴収権限の強化後のイメージ1



学校給食費徴収権限の強化後のイメージ2

	強制徴収公債権化前	強制徴収公債権化後
市・学校	<ul style="list-style-type: none"> ・納付意思がなく、財産の所在が不明な滞納者からの徴収が困難 ・給食費の滞納があっても、給食は提供しなければならぬジレンマが生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・財産調査権が付与されるため、債権確保が確実となる ・給食費の徴収を確実に行うことができるので、未納問題と給食の提供問題が分離される
市民・保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費を払わなくても、給食が提供されている事実もあり、明確な意思をもって納付しない者が一定数存在している 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費を滞納しても、市から確実に徴収されるため、公平性が担保される。

今回の提案内容

- ① 児童手当からの特別徴収
及び申出によらない強制徴収
- ② 強制徴収公債権化